**平成２８年（フ）第２３２号**
兵庫県伊丹市南本町７丁目１番15―403号、前住所兵庫県尼崎市塚口町６丁目26番地１山太ハイツＡ104号
債務者　田村　千恵
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２８年（フ）第１９１号**
徳島県徳島市中島田町２丁目11番地の５　シティメゾンフェニックス307号、旧住所徳島県徳島市春日３丁目２番44号　吉岡ビル204号
債務者　奥野　　豊
1　決定年月日時　平成28年11月25日午前９時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第１９３号**
徳島県小松島市小松島町字南開４番地の６、旧住所徳島県小松島市横須町18番29号
債務者　杉本　光代（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成28年11月25日午前９時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第１６４９号**
名古屋市中村区長筬町３―15　グランドゥール201号室、住民票上の住所愛知県岡崎市美合町字五本松36番地12　サンシティ光ケ丘ルグラン206
債務者　後藤　礼子
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第９０２号**
神戸市東灘区本山南町８丁目１番１―207号
債務者　山路　和美
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第５８号**
兵庫県揖保郡太子町天満山91番地２　太子天満山鉄筋住宅　７棟506号室、従前の住所兵庫県揖保郡太子町東南174番地１　ディアス東南　Ａ棟205号室
債務者　狩野　千華（旧姓大田）
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
神戸地方裁判所龍野支部

**平成２８年（フ）第５９号**
兵庫県たつの市新宮町段之上688番地９、従前の住所兵庫県姫路市青山西２丁目12番６―610号　プレジデント青山
債務者　八城有希穂
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
神戸地方裁判所龍野支部

**平成２８年（フ）第１５２号**
宮崎県日向市浜町１丁目64番地　コーポ照201号
債務者　炭倉　　修
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２８年（フ）第１３２８号**
愛知県春日井市八幡町35番地１　ニューブラウンハイツ301号
債務者　湧田　未帆
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第１２０号**
山口県下関市彦島緑町５番28号
債務者　中林むつみ
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２８年（フ）第１２６号**
山口県下関市一の宮町４丁目15番２―904号一の宮県営住宅、前住所兵庫県尼崎市東本町４丁目81番地
債務者　池田亜加根
1　決定年月日時　平成28年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２８年（フ）第１１１号**
鹿児島県垂水市田神2349番地２
債務者　老谷　愛子
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**平成２８年（フ）第１７３号**
広島県福山市神村町722番地40
債務者　安野　昌博
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２８年（フ）第１７４号**
広島県福山市神村町722番地40
債務者　安野美加子
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２８年（フ）第１７５号**
広島県福山市神村町722番地40
債務者　安野エイ子
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２８年（フ）第１１３号**
山口市嘉川5138番地１、前住所山口市小郡金堀町34番５号
債務者　吉岡みつる
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係